

目 次

第4回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月12日）	3
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月13日）	13
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月14日）	17
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月15日）	25
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月16日）	29
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月17日）	33
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月19日）	37
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月22日）	41
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月23日）	45
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月26日）	49
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月27日）	53
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月28日）	57
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月29日）	61
第4回大宜味村議会定例会会議録（3月30日）	65

第4回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和59年3月12日

会期19日間

閉会 昭和59年3月30日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
3月12日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第19号～議案第30号 提案説明 村長所信表明
3月13日	火	本会議	午前10時	議案第19号～議案第22号 (検討) 議案第19号及び議案第21号訂正の件
3月14日	水	本会議	午前10時	議案第19号～議案第22号、議案第27号、 議案第31号、議案第32号 (検討)
3月15日	木	本会議	午前10時	議案第27号 (検討)
3月16日	金	本会議	午前10時	議案第27号 (検討)
3月17日	土	本会議	午前10時	議案第27号 (検討)
3月18日	日	休 会		
3月19日	月	本会議	午前10時	議案第23号～議案第30号 (検討)
3月20日	火	休 会		
3月21日	水	休 会		
3月22日	木	本会議	午前10時	議案第23号～議案第30号 (検討)
3月23日	金	本会議	午前10時	議案第23号～議案第30号 (検討)

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
3月24日	土	休 会		
3月25日	日	休 会		
3月26日	月	本会議	午前10時	議案第23号～議案第30号（検討）
3月27日	火	本会議	午前10時	議案第23号～議案第30号（検討） 議案第27号訂正の件
3月28日	水	本会議	午前10時	議案第23号～議案第30号（検討） 議案第33号 提案説明
3月29日	木	本会議	午前10時	議案第18号、議案第23号～議案第30号、 議案第33号（検討）
3月30日	金	本会議	午前10時	議案第18号、議案第23号～議案第30号、 議案第33号（検討） 議案第27号及び議案第29号の組み替えについて 議案第27号訂正の件 陳情第1号～陳情第2号 意見案第1号 質疑、討論、採決 閉 会

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和59年3月12日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和59年3月12日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年3月12日 午後5時00分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正君	税務課長	稲福 吉昭君
収入役	金城 清君	経済課長	平良 晋君
教育長	平良 作義君	建設課長	古我知 清君
総務課長	崎山 勝正君	教育委員会 総務課長	高江洲 修君
厚生課長	照屋 林克君	農業委員会 事務局長	金城 利明君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福 幸三君	書記	前田 孝君
------	--------	----	-------

6. 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第19号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算
- 日程第4 議案第20号 昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第5 議案第21号 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第22号 平南線道路改良工事請負契約の変更について
- 日程第7 議案第23号 大宜味村火入れに関する条例
- 日程第8 議案第24号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第25号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第26号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第11 昭和59年度村長所信表明
- 日程第12 議案第27号 昭和59年度大宜味村一般会計予算
- 日程第13 議案第28号 昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第29号 昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第30号 昭和59年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和59年大宜味村議会第4回定例会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、10番崎山喜弘君、11番山川正行君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時05分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から3月30日までの19日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月30日までの19日間と決定いたしました。

日程第3 議案第19号から日程第15 議案第30号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第19号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,966千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,648,762千円とする。

（朗読して説明に代える。）

歳入歳出補正予算の総額は歳入歳出それぞれ2,263千円を追加し、総額136,430千円と定める。

（朗読して説明に代える。）

議案第21号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,188千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,891千円とする。

（朗読して説明に代える。）

議案第22号、昭和58年12月28日締結した平南線道路改良工事請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の

議決を求める。

(朗読して説明に代える。)

議案第23号、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和58年法律第83号)及び森林法の一部改正に伴い、火入れの許可、運用等が市町村の団体事務となったため条例の制定が必要である。

内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

議案第24号、老人保健法の実施に伴い、事務担当課を明確にするため、厚生課中に老人医療に関することを追加いたしたいと思います。

議案第25号、設置費の中に3歳以上児の主食代が含まれておらず、又、職員の昼食を所内で賄うため徴収する必要がある。内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

議案第26号、交付税の基準額及び他町村に比べ低額であるため引き上げる必要がある。担当の方から説明いたさせます。

昭和59年度第4回大宜味村議会定例会の開会にあたり、諸議案の説明を申し上げます前に所信の一端を申し上げ議員各位並びに村民皆様のご理解とご協力をいただき、村政運営になお一層の努力を傾注してまいりたいと存じます。

さて、最近の国際情勢及び国内の行財政の情勢は年々厳しさを増し、そのことが地方自治体に波及いたし、本村の行財政運営も各面において厳しい対応を余儀なくされまして、基本構想で策定しております「豊かで住みよい、明るく健康で文化的な村」づくりは全村民の絶大なご協力をいただきながら財政的対応が伴わないために当初の計画がかなりの期間ずれこむことも予想され、憂慮しているところでございます。しかし、このような厳しい情勢下にあっても、私共は反戦平和の道を追求し、村民生活の安定、生活環境の整備、生産基盤の整備、教育環境の整備等、総合的に村民福祉の向上を図るために不断の努力を重ねてまいらなければならないと考えております。

このような観点から次のような基本方針に基づいて昭和59年度の一般会計予算を編成することにいたしました。

「国、県の厳しい財政事情により地方交付税をはじめ地方債、各種補助事業等についても相当厳しい抑制が強られるものと思料される。その中であって、昭和59年度の重点施策を推進するためには財源の大部分を国、県に依存している本村の実情にかんがみて予算編成にあたっては思いきった経費の節減と事業の選択が迫られてくることは明白である。

よって、重点的、合理的な予算の配分を行なう必要があり、昭和58年度当初予算に対し、5～10%のマイナスシーリングで調整を図らねばならない」このような方針のもとに予備編成に臨みましたが、結果的に対前年度当初予算比18.5%の伸び率となっております。その主

な要因は新規事業の導入、公債費の増高、57年度凍結された職員給与の改善が行なわれたことによるもので、したがって必要経費を確保する一方、需用費、負担金補助金等においては思いきった経費の節減を図り、一般会計予算は調整してございますが、本村の財政構造は公債費比率、経常収支比率が伸びる一方であり、今後一層財政の在り方について徹底した見直しを行ない、財政の健全化を図っていかねばなりません。そのためには国、県、並びに関係機関のご指導とご援助をいただき、更に職員の研さんと努力を促進し、村民の深いご理解と絶大なご協力を仰がなければならないと考えています。

次に、昭和59年度の重点施策について概略を申し上げ提案いたしました諸議案については議会の審議の際に詳しく説明申し上げることといたしたいと存じます。

1、農林水産業の整備

本村における農林水産業は逐年規模拡大生産性の向上が図られてまいりましたが、若年農業従事者の増加、生産者の意欲の高まりとともにその基盤整備が一層要求されてまいりました。したがって村といたしましては、生産者の栽培養殖技術の向上を図るとともに、国、県の補助事業を積極的に導入し、ひきつづき土地改良事業、構造改善事業、地域定住促進事業等を実施するほか、新規にエーガイ林道開設事業、塩屋漁港改修事業、地場野菜生産団地育成事業等を実施して、基盤整備を促進するとともに生産者の定着化と所得の向上を図ってまいります。

更に村農協、農業改良普及所、農業委員会、村役場で構成する連絡会議の機能を十分に活用し、内外の農林漁業の動向を把握しつつ各生産部会との連絡を密にし、より安定した質の高い生産者の育成に役立てたいと考えております。

2、生活環境の整備

豊かで明るい村づくりは行政運営の基本であり、村民の共通の願いであります。したがって本村においてはモデル事業の導入により、集落道、集落排水畜産汚水処理施設、農村公園、環境改善センター建設等生活環境の改善を図る一方村営住宅の建設による住宅難の解消、簡易水道事業を継続実施して、安全で良質な水の供給、村道の整備等、関係機関や地域住民のご協力によってその実をあげてまいりましたが、昭和59年度もひきつづきモデル事業等による生活環境の整備を進めていくとともに、村道平南線の舗装事業、腰間線の改良事業等を実施するなど村独自の事業を推進するほか、国道や県道の改修事業、県の自然環境保護事業等を積極的に促進し、一層快適な生活環境の整備を図ってまいります。

3、福祉対策

住民の福祉向上を図ることは地方自治体の使命であり総合的な対策を講ずる必要があります。

児童生徒に対しては各種予防接種や検診を行なうほか、一般検診、婦人検診、老人検診等を実施し、治療より予防、自らの健康を管理する意識を啓発しつつ、高齢化社会の実情にかんがみて老人保健法の趣旨に基づき、国、県のご協力をいただき検診のみならず、健康相談や機能訓練指導等を実施し、おとしよりも生きがいのあるくらしの実現に努力してまいります。更に、村立診療所の設備備品についても時代の要求に即した改善を図るべく乏しい財源をやりくりいたし、備品購入のための予算を措置してあります。更に国民年金事業、国民健康保険事業等との総合調整を図り、予算の効率的運営によって村民福祉の向上に努力してまいりたいと考えております。

4、教育文化の振興

教育は100年の計と申します。また、本村には「教育立村」という村是があります。苦しい財政事情の中でも教育環境の整備は優先されなければなりません。昨年にひきつづき昭和59年度も校舎の新築、改築事業等を実施するほか、教育環境の整備に意を配り予算措置をしてあります。教育条件の整備と教育内容の充実は相関するものでなくてはなりません。村教育委員会におかれましては学校現場との意思の疎通を図りながら、研究校、実験学校の指定を受けて児童生徒の学力及び体力の向上を目指して努力しているところであります。更に、育英事業を逐次充実し、専門学校、大学等への進学を促進して有能な人材の育成に努めたいと存じます。また、社会教育の振興によって生涯教育の実を上げ、学校、家庭、地域社会の三位一体となった教育を確立し、青少年の健やかな成長を促進してまいります。更に本村には由緒ある伝統文化が伝承されております。

文化財の保護と相まって、自然及び伝統文化の愛護の精神を啓発し、香り高い文化村建設に努めたいと存じます。

5、地場産業の育成

近年地方自治体において特色ある地域づくりを試行して地場産業の振興に力を注いでいる事例が数多く紹介されております。

本村にはば蕉布をはじめやきもの、シークワサー、あわ盛等特産品として県内外において広く親しまれ、評価を受けている生産品があります。それらをさらに地場産業として育成し、観光とも結びつけて村経済の発展に寄与させたいと願っております。

そのためには、各種関係組織をはじめ去った3月9日発足をみた大宜味村陶器事業協同組合、喜如嘉ば蕉布事業協同組合等との連携を密にしていかなければなりませんので、その対応を急ぎたいと考えております。

6、第42回国民体育大会の推進

昭和62年に開催予定の第42回国民体育大会の漕艇会場として塩屋湾が内定し、これまで2

度にわたって正規視察が行なわれており、いよいよ本格的に取り組みにかかればなりません。去った2月10日懸案であった準備委員会も各種機関、団体等のご参加の下結成されました。時期的にかなり遅れたスタートになりましたが、昭和59年度は会場の正式決定が行なわれることになっており、各部門別に具体的な作業に入ることになりますので、村といたしましては委員会を全面的にバックアップいたし成功に向けて努力してまいりたいと考えております。

7、行政運営の改善

厳しい行財政事情の下でいかにして効率的、合理的に行政を運営していくかは極めて重要な課題であります。私は村長就任にあたっての所信表明で機構の改善と人事の適正配置をいたしたいと申し上げましたが、末に実行に至りませんで申し訳なく思っておりますが、役場内部でも早期実行を望む声もありまして昭和59年度においては先ず専門機関による行政診断を受け、その結果を更に検討いたし、条例等の整備作業を進め、出来るだけ年内に実行出来るように努力いたしたいと思っております。更に現行条例規則等についても内容を十分に検討し、現行法令に照らして改善すべきは改善し、行政の効率的運営を進めてまいりたいと考えております。更に文書管理をはじめ事務の合理化等についても常に留意し村民サービスの向上に努力してまいります。

8、特別会計予算の健全運用

本村には一般会計予算のほか3つの特別会計予算がございますが、いずれも村民福祉と深い関係があり、財源の繰り出し、繰り入れ等によって運営されるものでありますので、常に相互調整を図り適正な予算運営に努めてまいります。

以上、重点施策をごくおおまかに申し上げましたが、厳しい行財政事情の下に村政を有効適切に運営していくためには村内の農林漁業、商工関係団体等の積極的な参加を求めつつ、本村の基本構想、基本計画や第2次沖縄振興開発計画及びこの3月に報告書として成案されます大宜味村振興開発基本計画等の内容も十分吟味し、中、長期的展望にたつて財政計画、行政運営を推進していかなければならないと考えております。

なお、昭和59年度の予算案は次のようになっております。

一般会計予算、1,779,660千円対前年比18.5%増。国民健康保険特別会計予算、147,335千円で対前年比7.1%の増。老人保健特別会計予算136,394千円対前年比55.3%増。

簡易水道事業特別会計予算106,784千円対前年比11%の増となっております。

更に一般会計予算の財源の内訳を申し上げますと、地方交付税が580,000千円で32.6%、国県支出金が695,260千円で39.1%、地方債が226,400千円で12.7%、その他278,000千円で15.6%、一般財源が734,973千円で41.3%となっており、一般会計から老人保健特別会計へ

8,806千円、簡易水道特別会計へ11,436千円繰出しして予算を編成してあります。

以上、村政運営に対する所信の一端と昭和59年度の一般会計予算及び特別会計予算案について概略ご説明申し上げました。

なにとぞ慎重にご審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

昭和59年3月12日 大宜味村長 新城繁正。

なお、議案第28号、議案第29号及び議案第30号につきましては後程補足説明等で詳しく説明したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時57分）

再 開（午後4時59分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後5時00分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和59年3月13日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年3月13日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年3月13日 午後4時51分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君 厚 生 課 長 照 屋 林 克 君
総 務 課 長 崎 山 勝 正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第2号）

日程第1 議案第19号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算

日程第2 議案第20号 昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第3 議案第21号 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第4 議案第22号 平南線道路改良工事請負契約の変更について

日程第5 議案第19号及び議案第21号訂正について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第19号から日程第4 議案第22号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時24分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3月12日村長から提出された議案第19号及び議案第21号について訂正したい旨の申し出があります。

この際、議案第19号及び議案第21号訂正の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号及び議案第21号訂正の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5 議案第19号及び議案第21号訂正の件を議題といたします。

村長から訂正の理由の説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 説明を申し上げます前にお詫びを申し上げます。

度々訂正の申し入れをして審議日程に支障を及ぼしていることについて、責任者として大変申し訳なく思っております。ご寛容をいただきましてご審議をいただきたく思っております。

議案第19号、部分的な説明というよりも第1表を読み上げて説明に代えさせていただきたいと思います。

（朗読して説明に代える。）

議案第21号、本案につきましても第1表を読み上げて説明に代えたいと思います。

（朗読して説明に代える。）

なお、内容につきましてはそれぞれの担当課長から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

- 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

只今議題となっております議案第19号及び議案第21号訂正の件は承認することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号及び議案第21号訂正の件は承認することに決定いたしました。

○ 議長(玉城一昌君) 休憩いたします。

休 憩 (午後3時43分)

再 開 (午後4時50分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後4時51分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和59年3月14日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年3月14日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年3月14日 午後5時00分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	税務課長	稲福吉昭君
助役	仲村順三君	経済課長	平良晋君
教育長	平良作義君	建設課長	古我知清君
総務課長	崎山勝正君	教育委員会 総務課長	高江洲修君
厚生課長	照屋林克君	農業委員会 事務局長	金城利明君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福幸三君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第3号）

日程第1	議案第31号	教育委員会委員の任命について
日程第2	議案第32号	農村総合整備モデル事業農道No.13、14整備工事請負契約について
日程第3	議案第19号	昭和58年度大宜味村一般会計補正予算
日程第4	議案第20号	昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
日程第5	議案第21号	昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算
日程第6	議案第22号	平南線道路改良工事請負契約の変更について
日程第7	議案第27号	昭和59年度大宜味村一般会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第31号から日程第7 議案第27号までを一括議題といたします。

9番、3番退場。（午前10時01分）

議案第31号及び議案第32号について村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 議案第31号、現委員の新城亀次郎氏の任期満了に伴い、大宜味村字根路銘213番地、平良とみ、生年月日大正11年8月20日生れを教育委員に任命したいと思ひまして提案いたしているわけです。

なお、資料を添付しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議案第32号、本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案いたしております。契約金額38,880千円、大宜味村字塩屋122番地、宮太組、宮城太郎です。

- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時04分）

再 開（午前10時40分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第31号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第32号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

9番、3番入場。（午前10時42分）

これより議案第19号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 4番（知念亀次郎君） 土木債で1,800千円の減額、教育債で2,600千円の増額になっている理由をお聞きいたします。

- 総務課長（崎山勝正君） 土木債は平南線改良工事のものでして、教育債は塩屋小学校

校舎建築事業債が700千円と喜如嘉小学校校舎改築債が1,900千円ということです。

○ 4番（知念亀次郎君） 校舎建築費の落札残が4,500千円あると聞いていますが、教育債を増額してまでやらなければいかなかった理由が私としては分からないんですが、その点についてはどうですか。

○ 教育委員会総務課長（高江洲 修君） 私達としては校舎の撤去費として使わせていただきたいということと、予備費がないということで自己財源を持ってこないと補正も出来ないということを言われまして、補正財源を確保するために起債で充てようということです。

○ 3番（宮城功光君） 小学校費の学校管理費の需用費で電気料が386千円の増となっていますが、その原因はどういうことですか。

○ 教育委員会総務課長（高江洲 修君） 理由としては、当初の見積りに甘さがあったのではないかと思います。

○ 3番（宮城功光君） この増額分については社会教育団体等の夜間使用が多くて、使用料として取っていないのが原因としてあるのではないかと思います。校庭使用など開放などの規程を定めて使用料を取るお考えはないですか。

○ 教育長（平良作義君） 施設の使用規程については今後検討してやっていきたいと思えます。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第20号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第21号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第22号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午前11時01分）

再 開（午前11時03分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3番、9番退場。（午前11時03分）

これより議案第31号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第32号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 農村総合整備モデル事業農道No.13、14整備工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

3番、9番入場。（午前11時04分）

これより議案第19号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号 昭和58年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号 平南線道路改良工事請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午前11時07分)

再 開 (午後4時59分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後5時00分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和59年3月15日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年3月15日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年3月15日 午後4時06分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第4号）

日程第1 議案第27号 昭和59年度大宜味村一般会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第27号を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時05分）

- 副議長（松島重克君） 再開いたします。

議長が所用のため退場いたしましたので、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が議長の職務を行ないますので、よろしく願いいたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時06分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和59年3月16日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年3月16日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年3月16日 午後4時00分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 稲福幸三君 書記 前田孝君

6. 議事日程（第5号）

日程第1 議案第27号 昭和59年度大宜味村一般会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第27号を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時59分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時00分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 昭和59年3月17日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年3月17日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年3月17日 午後4時36分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 稲福幸三君 書記 前田孝君

6. 議事日程（第6号）

日程第1 議案第27号 昭和59年度大宜味村一般会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第27号を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時35分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時36分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第7号) 昭和59年3月19日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年3月19日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年3月19日 午後5時51分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	9番議員 平 良 実 君
2番議員 金 城 隆 好 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
3番議員 宮 城 功 光 君	11番議員 山 川 正 行 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	

3. 欠席議員 (1名)

7番議員 宮 里 盛 順 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第7号）

日程第1 議案第23号 大宜味村火入れに関する条例

日程第2 議案第24号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第25号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第26号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第27号 昭和59年度大宜味村一般会計予算

日程第6 議案第28号 昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第29号 昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第8 議案第30号 昭和59年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第23号から日程第8 議案第30号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時43分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
会議時間の延長についておはかりいたします。
1時間程度会議時間を延長いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、1時間程度会議時間を延長することに決しました。

- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時44分）

再 開（午後5時50分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

議事の都合により3月21日は休会いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3月21日は休会することに決しました。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後5時51分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第8号) 昭和59年3月22日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年3月22日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年3月22日 午後3時00分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	11番議員 山 川 正 行 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	

3. 欠席議員 (1名)

10番議員 崎 山 喜 弘 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第8号）

日程第1 議案第23号 大宜味村火入れに関する条例

日程第2 議案第24号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第25号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第26号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第27号 昭和59年度大宜味村一般会計予算

日程第6 議案第28号 昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第29号 昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第8 議案第30号 昭和59年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第23号から日程第8 議案第30号までを一括議題といたします。

おはかりいたします。

本日は議案に関する調査のため現地調査をいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日は現地調査をすることに決しました。

これより出発いたします。

現地調査のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後2時59分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

現地調査ご苦労さんでした。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

延 会（午後3時00分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第9号) 昭和59年3月23日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年3月23日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年3月23日 午後4時29分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第9号）

日程第1 議案第23号 大宜味村火入れに関する条例

日程第2 議案第24号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第25号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第26号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第27号 昭和59年度大宜味村一般会計予算

日程第6 議案第28号 昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第29号 昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第8 議案第30号 昭和59年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第23号から日程第8 議案第30号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時28分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

議事の都合により明日24日は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、明日24日は休会することに決しました。

更におはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時29分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第10号) 昭和59年3月26日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年3月26日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年3月26日 午後5時00分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第10号）

日程第1 議案第23号 大宜味村火入れに関する条例

日程第2 議案第24号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第25号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第26号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第27号 昭和59年度大宜味村一般会計予算

日程第6 議案第28号 昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第29号 昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第8 議案第30号 昭和59年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第23号から日程第8 議案第30号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時59分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後5時00分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第11号) 昭和59年3月27日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年3月27日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年3月27日 午後4時30分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	新 城 繁 正 君	教 育 長	平 良 作 義 君
総 務 課 長	崎 山 勝 正 君	教 育 委 員 会 総 務 課 長	高 江 洲	修 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	稲 福 幸 三 君	書 記	前 田 孝 君
---------	-----------	-----	---------

6. 議事日程（第11号）

- 日程第1 議案第23号 大宜味村火入れに関する条例
- 日程第2 議案第24号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第25号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第26号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第27号 昭和59年度大宜味村一般会計予算
- 日程第6 議案第28号 昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第29号 昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第30号 昭和59年度大宜味村老人保健特別会計予算
- 日程第9 議案第27号訂正について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第23号から日程第8 議案第30号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時01分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3月12日村長から提出された議案第27号について訂正したい旨の申し出があります。
この際議案第27号訂正の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、この際議案第27号訂正の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第9 議案第27号訂正の件を議題といたします。

村長から訂正の理由の説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 計数に誤りがありまして度々のことで申し訳ありません。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,777,177千円と定める。

2～3の款が変わりますが全部読み上げて説明いたします。

（朗読して説明に代える。）

なお、細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

- 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

只今議題となっております議案第27号訂正の件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号訂正の件は承認することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後3時16分）

再 開（午後4時29分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後 4 時30分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第12号) 昭和59年3月28日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年3月28日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年3月28日 午後3時23分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君 建 設 課 長 古 我 知 清 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第12号）

- 日程第1 議案第23号 大宜味村火入れに関する条例
- 日程第2 議案第24号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第25号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第26号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第27号 昭和59年度大宜味村一般会計予算
- 日程第6 議案第28号 昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第29号 昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第30号 昭和59年度大宜味村老人保健特別会計予算
- 日程第9 議案第33号 農村総合整備モデル事業農道No.13、14整備工事請負契約の変更について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第23号から日程第8 議案第30号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前11時01分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3番退場。（午前11時01分）

日程追加についておはかりいたします。

只今村長から議案第33号が提出されました。

この際これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、この際議案第33号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第9 議案第33号を議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 議案第33号、工事の設計変更による増額分の契約変更をするためです。既契約金額38,880千円、追加金額9,120千円、合計変更契約金額48,000千円です。よろしくお願ひいたします。

- 議長（玉城一昌君） 議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前11時04分）

再 開（午後3時22分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3番入場。（午後3時22分）

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。
ご苦労さんでした。

延 会 (午後 3 時23分)

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第13号) 昭和59年3月29日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年3月29日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年3月29日 午後2時30分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第13号）

日程第1 議案第18号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第23号 大宜味村火入れに関する条例

日程第3 議案第24号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第25号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第26号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第33号 農村総合整備モデル事業農道No.13、14整備工事請負契約の変更について

日程第7 議案第27号 昭和59年度大宜味村一般会計予算

日程第8 議案第28号 昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第9 議案第29号 昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

日程第10 議案第30号 昭和59年度大宜味村老人保健特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第18号から日程第10 議案第30号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後2時29分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後2時30分）

第4回大宜味村議会定例会会議録

(第14号) 昭和59年3月30日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和59年3月30日 午前10時00分)

閉 会 (昭和59年3月30日 午後5時15分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	税務課長	稲福 吉昭 君
助役	仲村 順三 君	経済課長	平良 晋 君
教育長	平良 作義 君	建設課長	古我知 清 君
総務課長	崎山 勝正 君	教育委員会 総務課長	高江洲 修 君
厚生課長	照屋 林克 君	農業委員会 事務局長	金城 利明 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福 幸三 君	書記	前田 孝 君
------	---------	----	--------

6. 議事日程（第14号）

- 日程第1 議案第18号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第23号 大宜味村火入れに関する条例
- 日程第3 議案第24号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第25号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第26号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第33号 農村総合整備モデル事業農道No.13、14整備工事請負契約の変更について
- 日程第7 議案第27号 昭和59年度大宜味村一般会計予算
- 日程第8 議案第28号 昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
- 日程第9 議案第29号 昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第30号 昭和59年度大宜味村老人保健特別会計予算
- 日程第11 議案第27号及び議案第29号の組み替えについて
- 日程第12 議案第27号訂正について
- 日程第13 陳情第1号 県民の食生活の安全を確保するため、食品添加物の規制緩和に反対し、食品衛生行政の充実強化をもとめる要請書
- 日程第14 陳情第2号 「津波山の採土場に関する陳情書」の結果の問題点について

日程第15 意見案第1号 食品添加物の規制緩和に反対し、食品衛生行政の充実強化に関する意見書

7. 会議に付した事件
議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第18号から日程第10 議案第30号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時36分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3月12日村長から提出された議案第27号及び議案第29号について組み変えたい旨の申し出があります。

この際、議案第27号及び議案第29号の組み変えについて日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号及び議案第29号の組み変えの件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第11 議案第27号及び議案第29号組み変えの件を議題といたします。

村長から議案第27号及び議案第29号組み変えの説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 度々差し替えを申し入れて申し訳なかったんですが、検討の段階で水基金の受け入れ、繰り出しの問題で適正を欠くのではないかというご指摘がございまして、いろいろ検討いたしました結果この際改めるべきであるという結論になりましたので度々のことで申し訳ないんですが、27号29号関連いたしますので両議案につきまして訂正をしたいと思ひましてお願い申し上げたわけです。長い期間私共執行部の結論が出なかったということにつきまして、大変申し訳なくお詫びを申し上げたいと思ひています。

それではひとつ読み上げて説明いたします。

（朗読して説明に代える。）

- 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

只今議題となっております議案第27号及び議案第29号の組み変えの件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号及び議案第29号の組み変えの件は承認することに決定いたしました。
休憩いたします。

休 憩（午前10時46分）

再 開（午後3時05分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

3月12日村長から提出された議案第27号について訂正したい旨の申し出があります。
この際、議案第27号訂正の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号訂正の件は日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第12 議案第27号訂正の件を議題といたします。

村長から議案第27号訂正の理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 今朝訂正の申し出をしたわけですが、計数を確認しましたところまた誤りがあるということでございます。度々の申し出申し訳ないんですがこの際ご寛容いただきましてお許し願いたいと思っています。

それでは読み上げて説明いたします。

（朗読して説明に代える。）

○ 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

只今議題となっております議案第27号訂正の件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号訂正の件は承認することに決定いたしました。

これより議案第23号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第24号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第25号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第26号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第33号の質疑に入ります。

3番退場。(午後3時11分)

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

3番入場。(午後3時12分)

これより議案第27号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 2番(金城隆好君) 商工振興費の19節に4,356千円計上されていますが、補助金の流しっぱなしでは問題ではないかと思いますが、その点についてどう考えていますかお伺いします。

○ 村長(新城繁正君) 補助金等を計上する場合におきましては団体等からの計画や実績等を資料として提出してもらいまして、それについて吟味して適正なものについては認めてやっています。

○ 1番(平良森雄君) 中学校費の学校管理費の13節の通学バス運行委託料1,980千円についてお伺いします。

昨年に比べて60千円アップされていますが、どういうあれなのかちょっとお伺いします。

○ 教育委員会総務課長(高江洲 修君) 補足説明でも話したとおりですが、管理委託料として別に計上していたわけです。

○ 1番(平良森雄君) 去年については車両整備委託料が含まれていたわけですが、今年はそれが含まれていないわけですね。

去年の車両整備委託料は120千円です。今年はそれも含めると60千円のマイナスということですが、60千円についても補償しようということですか。

○ 教育長(平良作義君) これは補正の段階で措置していきたいと考えております。

○ 11番(山川正行君) 農村地域定住促進対策事業費の19節に上原農業振興会補助金とし

て18,860千円計上されていますが、これは56年から計画されているようです。

56年の当局の説明によりますと、補助が3分の2で残りの3分の1を村が0.5地元が0.5づつ負担するという説明で、当部落におきまして戸数割にして35千円、人口割にして8千円と、既に70%集まっているようです。ところがこの予算が計上されて負担の変更があるわけですね。この通知はこの予算が出来てからしかやられてないようです。当初約束した4,100千円づつの負担について後程補正でも補助が出来ないものか長のお考えをお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 受益者負担の見直しについても国や県の指導もごさいます。財政面から考えましても裏付けが出来ないということで窮屈な思いをしているわけですが、この件につきましては陳情書も村長あてに届いていますが、即答はできませんが陳情の内容も十分検討いたしまして、予算がもし何とか調整出来るのであればそのように措置させていただきたいと考えています。

○ 11番（山川正行君） 予算が出来ればということなのですが、この事業を計画した時点でこの負担率は決まっているわけですね。そして部落もその負担率で事業も計画して来ているわけです。そして59年度の予算で負担率が変わって来たわけです。負担率の変更通知は何時部落に出しましたか。

○ 経済課長（平良 晋君） 補助金の率の変更につきましては文書での通知は行なっておりませんで、その率が決って後に区長やその他の役員の方に話はしました。

○ 11番（山川正行君） その話は何時ですか。

○ 経済課長（平良 晋君） 2月中旬頃だったと思います。

○ 11番（山川正行君） これは2年前から計画された事業なんですよ。

2月になってそれも口頭でやるのは部落が戸感うのは当然ですね。今から更に1,600千円程の割り当てをしなければならいんです。再割り当てになりますよ。そういうことから当然2年前に約束したものは守ってもらわなければ困るんですがね。どうですか。

○ 助役（仲村順三君） この事業については県から3分の2の補助金がありますので3分の1については対応費ということでその3分の1について今まで構造改善事業等については3分の0.5を村が持ち、それから3分の0.5を受益者で負担して殆んど事業をやって来ましたが、この予算に上がっているのは3分の0.3を村が持ち3分の0.7を受益者をお願いしますということで予算を計上していますが、これについても事業計画する段階で一応部落に今まではそのように村は補助をして来たど、しかし、村が3分の0.5を持ちますというはっきりした言い方での説明はしてごさいません。財政がゆとりがあれば今までどおりの3分の0.5を村が持っていくらかなりとも受益者の負担を軽減させるというやり方が私共として非常に心苦しい面があるわけです。59年度予算の編成時におきまして各面から検討した結果、これ

は4か年の継続事業でありますので更に新農業構造改善事業等も入って来る予想も立ちますので、そういう事業総て村が3分の0.5を持つとなると村の財政運営上問題があるのではないかというような考え方から、今後こういうたぐいの事業については村の財政上問題があるので3分の0.3を持ちますという形で進めていきたいと考えております。

○ 11番（山川正行君） 計画する時点で今の話しは向こうに伝達しておかなければいけないわけですね。我々もこの予算書を見ると当局が四苦八苦しているということは十分に承知しております。ところで野菜団地の負担率とこの負担率が同じですね。野菜団地は6名ですよ。そうするとこれはひとつの部落です。特定の者と部落全体を同じ取り扱いするのは問題ではないかと思えます。この問題は2年前から0.5づつ負担するということはちゃんとおっしゃっているのではないですか。今になって0.7は部落で持ちなさいということでは当らんですよ。金額にすれば1,640千円程なんですよ。どうですか。

○ 村長（新城繁正君） 事業の内容によって同じように対応していかどうか疑問が残りますので、今の趣旨は預けていただきまして、事業内容の細部検討をして部落からの陳情もありますのでそれについての対応はどうするのかということは少し時間をかけて検討したいと思っていますので、この点でご了解いただきたいと思うわけです。

○ 11番（山川正行君） これは増やせというように受け取られては困るわけです。私は最初の約束どおりやりなさいということを言っているわけです。そのつもりで部落も負担金の割り当てをして既に70%集っているんですよ。

ですから今から再割り当てをされるとこの事業も出来るかどうか危ぶまれるということですよ。

要するにこの事業着工までに補償するということを約束してもらいたいということなんです。どうですか。

○ 村長（新城繁正君） 議員のおっしゃることや陳情の趣旨を十分吟味しまして、即座にやりますということは申し上げられませんが内部で検討して、その趣旨に添うように努力してまいりたいと思います。

○ 11番（山川正行君） 努力ということは、この1,640千円は事業完了までは補償されると受け取ってよろしいですね。

○ 村長（新城繁正君） 金額をお示しいただくと困るわけですが、そのような趣旨に添って最大限に努力しますということですよ。

○ 11番（山川正行君） 最大限に努力するということが、努力して出来なかったらどうなるんですか。補償すると理解したいんですがよろしいですか。

○ 村長（新城繁正君） 財源的に苦しいんですが、とにかく施設の目的を十分わきまえて

おりますので陳情の趣旨に添ってやっていきますということですからそのようにご理解いただければよろしいのではないかと考えていると思いますが、予算を捻出していくということで理解していただきたいと思います。

○ 11番（山川正行君） もう一度確認いたしますが、事業完了までに補償するということが理解してよろしいですね。

○ 村長（新城繁正君） よろしいと思います。はい。

○ 1番（平良森雄君） 塵芥処理費の13節の1,800千円は前年度と同額ですが、村内の塵芥処理がこの委託料で十分果たされていますかどうか。

○ 厚生課長（照屋林克君） ごみ収集については十分機能を果たして村民には迷惑をかけてないと思っています。

○ 10番（崎山喜弘君） まつり費は前年度は2,000千円計上しておおぎままつりを持ったわけですが、本年度は費目存置となっておりますが、長のまつりに対する考え方をお聞かせ願います。

○ 村長（新城繁正君） 59年度は財政的に苦しいわけでした、まつりというものの位置付けということにつきましても随分意見もございまして、この辺につきましても十分検討いたしましてどのように進めていけばいいのかという反省もこれから積み重ねていきまして、村の本当の意味での村づくりの趣旨に添うような形で計画しなければいかんだろうと思っておりますので、今年は4月になりましてこれについての意見等も拝聴して対処していきたいということで、一応費目だけは置いているわけです。

○ 13番（松島重克君） 教育費の統計調査費の幼稚園問題研究会報償費として180千円計上されておりますが、この会の活動予定についてお伺いいたします。

○ 教育長（平良作義君） 統合に向けて推進したいわけですが、村内の各団体の役員の方々に推進委員会を作って月に1～2回程度の懇談会や地域の人の意向等を聞きながらやっていきたいと思っています。

○ 13番（松島重克君） こういう会は前にもあったと思いますが、今までどういう経過で研究の成果はどうなっていますか。

○ 教育長（平良作義君） 昨年度は幼稚園問題研究会ということで勘違いして進めていたわけですが、昨年度は1学期におきまして大学の幼稚園の専門の先生を招へいしまして、村内の団体の役員、学校長、幼稚園教諭を対象にして幼児教育の望ましいあり方ということで2時間程勉強会をいたしました。

それを基にしまして講演会の原稿と学校教育法、それから幼稚園に関する施行令とか規則とか基準とかの資料をまとめて1冊のパンフにして委員に配って、これから実際にやってい

こうという段階で9月に議会で研究ではなく推進するための予算ではないかというご指摘をいただきまして、それからこの会は中断しまして差し当り教育委員会としても1園2園というものに対してのこれからの懸念される点、そういうものについて先生方に一応検討していただいて、その結果を教育委員会に資料を集めて冊子にして置いてあるわけです。これを整理して教宣活動に努力していきたいと思います。

○ 13番（松島重克君） 今の話を聞きますと非常に残念なことですよ。教育長はこの幼稚園問題の現在までの経過全然ご存知ない。だから折角の予算が方向の違っているところに金が使われている。この研究会は統合を促進するための研究会であるわけです。今のお話は過疎計画にある計画を作る前にやるべきものでしょう。それと補足説明の時にここ2～3年は中央幼稚園は出来ないだろうとおっしゃっていましたが、これは非常におかしいなあと思います。こういう言葉が出るということはこれまでの経過全然ご存知でない、はたして知ろうとする努力がされているのか疑問なんです。どうですか教育長。

○ 教育長（平良作義君） 過疎振興計画の中に統合計画をして、実際にその間教育委員会としては研究とか教宣活動とかやってなかったということは事実です。そのことについてお詫び申し上げるわけですが、教育委員会に正式な議題として出しまして推進をしていくと決議しているわけです。実際に過疎計画で打ち出されてからこれまで何ひとつ委員会として動いてなかったということはお詫びいたします。4月以降につきましては具体的に計画を立てて地域懇談会等で説明をして理解を求めて推進していきたいと考えています。

○ 13番（松島重克君） 今日は時間がなさそうでありますので6月議会には十分時間をかけてやりたいと思いますが、今の本村の財政状況から2～3年出来ないというようなゆう長なことは言っておれないと思うんです。3～5名の幼稚園を造っておいて何が財政うんぬんと言えるかということですよ。これが急務ですよ。幼稚園の手数料を少し上げるのが財源の確保ではないんですよ。こういう基本的なことに手を触れないで財源うんぬんはどうかと思う。ふんどしを締め直してこの問題考えてもらいたいと思いますね。そのためにはこれまでの経過を十分知ってもらふ必要がある。

十分知るためには議事録を熟読して下さい。そうしないと6月議会でお互い深く検討出来ないと思います。議会の議事録もお手元にあるはずですのでね。

これは村長も同じだと思ふですよ。調整権を持っている以上、この行き詰まった状態を助言して或いは調整してあげないといかんと思いますよ。こんなことで本村の財政うんぬんと言っておられるかということですよ。笑われますよ今頃4園どうのこうのでは。そんなことを言っている時期ではありませんよ。実行あるのみですよ。1クラスにも満たない幼稚園を4園もかかえてはどうなりますか。いろいろ障害もあるとは思いますが障害は委員会自ら

作ったものですから、これは議会の議事録を熟読されたら分かります。その当時あえて障害を作らないように職員の採用に当っては十分配慮しなさいよと言う必要のないところまであえて申し上げていたわけですよ。そういうことで十分議事録を熟読して検討していただけるかお伺いします。

○ 教育長（平良作義君） 十分研究して、最小限度の障害ですむよう統合に向けて努力していきたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第28号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第29号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第30号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後4時29分）

再 開（午後4時53分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第1 議案第18号に関し総務常任委員長の報告を求めます。

○ 総務委員長（山川正行君） 3月7日に付託された事件についてご報告いたします。

本件について3月28日14時30分当委員会室において7名の委員全員出席の下に審査いたしました。付議された18号議案の提案理由が近隣町村とのバランスを保つということでありましたので、国頭村、東村の両村がまだ改正案が提案されていないところから付託されておりましたので、両村の資料をそろえるべく努力いたしました。国頭村は村長選挙のため暫定予算であり今回は改正案が提案されておられません。今後提案する場合は本村の改正案どおりの案が提案されると聞いております。従って東村の資料で検討いたしましたが、多少の差違は

あるものの行政執行上適切妥当であるとの判断から、全会一致で原案どおり可決すべきものと可決いたしました。以上ご報告申し上げます。

○ 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

只今の委員長報告に対する質疑討論は省略いたし直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略することに決しました。

これより議案第18号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する総務委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号 大宜味村火入れに関する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

3番退場。(午後4時58分)

これより議案第33号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号 農村総合整備モデル事業農道No.13、14整備工事請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

3番入場。(午後4時59分)

議案第27号 昭和59年度大宜味村一般会計予算にていて全員発議により修正案が提出されていますので、これを議案第27号と併わせて議題といたします。

おはかりいたします。

本修正案は全員発議でありますので、説明、質疑、討論を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論は省略することに決しました。

これより議案第27号の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本修正案は可決されました。

次に只今議決しました修正部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除く原案について賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

会議時間の延長についておはかりいたします。

15分程度会議時間を延長いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会議時間を15分程度延長することに決しました。

これより議案第28号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第30号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号 昭和59年度大宜味村老人保健特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後5時02分)

再 開 (午後5時06分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

陳情第1号 県民の食生活の安全を確保するため、食品添加物の規制緩和に反対し、食品衛生行政の充実強化を求める要請書及び陳情第2号「津波山の採土場に関する陳情書」の結果の問題点について日程に追加いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号及び陳情第2号は日程に追加することに決しました。

日程第13 陳情第1号を議題といたします。

おはかりいたします。

本陳情については質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論を省略し直ちに採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本陳情を採択することに決しました。

日程第14 陳情第2号を議題といたします。

休憩いたします。

休 憩 (午後5時09分)

再 開 (午後5時10分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議による意見案第1号 食品添加物の規制緩和に反対し、食品衛生行政の充実強化に関する意見書が提出されていますので、この際本意見書を日程に追加いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は日程に追加することに決しました。

日程第15 意見案第1号を議題といたします。

おはかりいたします。

本意見案は全員発議でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後5時11分)

再 開 (午後5時14分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた字句数字その他の整理を議長に委任することに決しました。

これにて昭和59年度第4回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後5時15分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

大宜味村議会副議長 松 島 重 克

署名議員 (10番) 崎 山 喜 弘

署名議員 (11番) 山 川 正 行